

## 全国的に雇用失業情勢が悪化した場合の特開金及び雇調金の措置について

### 特定求職者雇用開発助成金

#### ○特定就職困難者雇用開発助成金

高年齢者、障害者その他就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るために、これらの者を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して賃金に相当する額の一部を助成

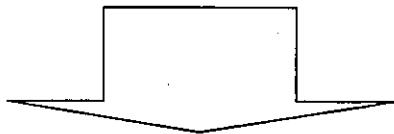
#### ○緊急就職支援者雇用開発助成金

緊急就職支援者の早期再就職を促進するため、これらの者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して賃金に相当する額の一部を助成

### 雇用調整助成金

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により急激な事業活動の縮小を余儀なくされた場合等における失業の予防その他雇用の安定を図るため、その雇用する労働者について休業若しくは教育訓練又は出向により、一時的な雇用調整を行う事業主に対して賃金負担額の一部に相当する額を助成

対象となる一般事業主等については、生産量及び雇用量の要件のほか、前回助成金利用の対象期間（1年間）後の翌日から1年間のクーリング期間を設定



「雇用に関する状況が全国的に悪化したと認められる場合の基準等について」（別紙）

基準を満たした場合

基準を満たした場合

### 特定求職者雇用開発助成金の措置

#### 緊急就職支援者雇用開発助成金の発動

45歳以上60歳未満の①雇用対策法の規定による再就職援助計画の対象者、②高齢法の規定による求職活動支援書の支援対象者が支給対象者となること

### 雇用調整助成金の措置

#### クーリング期間の短縮

対象期間（1年間）の翌日からとするクーリング期間を短縮し、雇用調整の最終実施日の翌日から1年間のクーリング期間とすること

緊急就職支援者雇用開発助成金における「雇用に関する状況が全国的に悪化した」と認める場合の基準等について

雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第110条第3項第1号イ(1)に定める「雇用に関する状況が全国的に悪化したと厚生労働大臣が認める場合」の判断基準等は、次のとおりとする。

#### 1 判断基準

連続する3か月間の雇用の状況が次に掲げる状態にあり、かつ、これらの状態が継続すると認められること。

- ① 完全失業率が、おおむね4.5%以上であること。
- ② 有効求人倍率が、おおむね0.50倍以下であること。
- ③ 有効求人倍率の月平均値が、前年同期の水準を基準として10%以上低下していること。

④ 非自発的理由による完全失業者数が、全体の傾向に比べて増加していること。

ただし、単月の完全失業率が5.0%以上である場合には、①から④までの規定にかかるらず、有効求人倍率が最近3か月間において低下傾向にあるとき又は前年同期と比較して改善していないとき、かつ、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第10条第2項第1号の基本手当に係る受給資格決定件数に占める同法第23条第1項の特定受給資格者の割合が最近3か月間において低下傾向にないときと認められること。

#### 2 指定期間

厚生労働大臣が定める期間（指定期間）は、6月間とする。ただし、当該指定期間の満了の際に1の判断基準を満たす場合は、延長することができる。

#### 3 対象労働者

厚生労働大臣が定める対象労働者の年齢の下限については、中高年齢労働者の雇用失業情勢を踏まえ、45歳以上であって再就職支援の必要な年齢範囲となるよう定めるものとする。

#### 4 見直し規定

おおむね3年を経過したとき、又は雇用失業情勢が構造的に変化し、1及び2が適当でないと認められるに至ったときは、これらを見直すものとする。

雇用調整助成金における「雇用に関する状況が全国的に悪化した」と認める場合の基準等について

雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第102条の3第1項第2号イ(1)(i)及び(ii)に定める「雇用に関する状況が全国的に悪化したと厚生労働大臣が認める場合」の判断基準等は、次のとおりとする。

1 判断基準

連続する3か月間の雇用の状況が次に掲げる状態にあり、かつ、これらの状態が継続すると認められること。

- ① 完全失業率が、おおむね4.5%以上であること。
- ② 有効求人倍率が、おおむね0.50倍以下であること。
- ③ 有効求人倍率の月平均値が、前年同期の水準を基準として10%以上低下していること。
- ④ 非自発的理由による完全失業者数が、全体の傾向に比べて増加していること。

ただし、単月の完全失業率が5.0%以上である場合には、①から④までの規定にかかるわらず、有効求人倍率が最近3か月間において低下傾向にあるとき又は前年同期と比較して改善していないとき、かつ、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第10条第2項第1号の基本手当に係る受給資格決定件数に占める同法第23条第1項の特定受給資格者の割合が最近3か月間において低下傾向にないときと認められること。

2 指定期間

厚生労働大臣が定める期間(指定期間)は、6月間とする。ただし、当該指定期間の満了の際に1の判断基準を満たす場合は、延長することができる。

3 見直し規定

おおむね3年を経過したとき、又は雇用失業情勢が構造的に変化し、1及び2が適当でないと認められるに至ったときは、これらを見直すものとする。

## 完全失業率（年齢階級別）及び有効求人倍率の推移

	全年齢	完全失業率				有効 求人 倍率
		15～29	30～44	45～59	60～	
平成11年7～9月	4.7%	7.6%	3.8%	3.3%	4.7%	0.47
平成13年7～9月	5.1%	8.2%	4.4%	3.6%	4.7%	0.58
平成16年7～9月	4.8%	8.1%	4.2%	3.3%	3.8%	0.85
平成17年1月	4.5%	7.3%	4.2%	3.4%	3.8%	0.91

(資料出所) 総務庁(省)統計局「労働力調査報告」、職業安定業務統計

注 有効求人倍率及び完全失業率の全年齢は季節調整値、完全失業率の年齢別は原数値